

叙勲及び褒章の推薦基準等について

① 叙勲（スポーツ振興功労）推薦基準

ア 都道府県体育協会又は都道府県の種目別スポーツ団体（上部組織が日本体育協会に加盟かつ当該団体が都道府県体育協会に加盟）において20年以上役員歴を有し、かつ、会長、副会長、理事長の役職経験者。

（役員歴が理事のみの場合や顧問、名誉会長等の経歴では、推薦基準の功績とはならない。）

イ 都道府県レクリエーション協会において20年以上役員歴を有し、かつ、会長、副会長、理事長の役職経験者。

（役員歴が理事のみの場合や顧問、名誉会長等の経歴では、推薦基準の功績とはならない。）

② 褒章（スポーツ振興功績）推薦基準

ア 都道府県の種目別スポーツ団体（上部組織が日本体育協会に加盟かつ当該団体が都道府県体育協会に加盟）の役員として20年以上の期間にわたり在任したものであって、理事長以上役員として10年以上、かつ、都道府県体育協会役員10年以上の者。

イ 都道府県体育協会の役員として20年以上の期間にわたり在任した者であって、副理事長以上の役員として4年以上の期間にわたり在任した者。

《体育指導委員の褒章に関する推薦基準は、以下のとおり。》

体育指導委員として概ね30年以上従事した者であって、かつ、団体役員として現に指導的立場にあるか、または、過去において指導的立場にあった者で、かつ、文部（科学）大臣表彰（体育功労者表彰（現：生涯スポーツ功労者表彰）、または、体育指導委員功労者表彰（現：スポーツ推進委員功労者表彰））を受けた者

※ _____ については、以下のいずれかに合致する者とする。

（1）都道府県レベルの体育指導委員の団体の理事以上として20年以上在任し、かつ、理事長以上として10年以上従事した者

（2）全国体育指導委員連合にあっては、役員として15年以上在任した者

※ 褒章については、年齢制限が撤廃されている。

③ 申請方法

ア 春秋叙勲・褒章

候補者の申請手続きについては、「叙勲及び褒章の推薦手続について」（平成27年12月11日付27ス庁第263号、スポーツ庁次長依頼）の文書に基づき申請すること。

イ 高齢者叙勲

春秋叙勲で叙勲されない功労者のうち、88歳になった者を春秋叙勲とは別に88歳になった月の翌月の1日付けで叙勲する。

候補者の誕生月の前月の5日（ただし、1日生まれは前々月の5日）までに、文部科学省大臣官房人事課栄典班栄典第二係宛に直接提出すること。

ウ 死亡叙位叙勲

候補者の死亡日を含めて14日以内までに、文部科学省大臣官房人事課栄典班栄典第二係宛に直接提出すること。

なお、春秋叙勲等において、既に叙勲がなされた場合にあつては、再叙勲の基準に該当する場合を除き、叙位のみの扱いとなる。

叙勲及び褒章の推薦に当たっての留意事項

1 叙勲・褒章の対象となる団体について

叙勲・褒章の対象となる団体は、「叙勲及び褒章の推薦基準等について」の①叙勲（スポーツ振興功労）推薦基準及び②褒章（スポーツ振興功績）推薦基準に記載のとおりである。

なお、同項に定める団体以外の団体を新たに叙勲・褒章の対象団体とするためには、事前に内閣府賞勲局と協議しなければならないので、このようなケースが予定される場合は、速やかにスポーツ庁政策課総務係に連絡すること。（先例が必ずしも参考とはならない場合があるので、候補者の選考に当たっては、十分に留意すること。）

2 叙勲候補者（春秋叙勲）の推薦先の調整について

叙勲候補者の推薦は、高位の勲章が授与される可能性が高い省庁又は部局から行うこととなっているので、複数の経歴を有する候補者については、必ず事前に関係省庁及び関係部局と調整を行った上で推薦すること。（旭日章及び瑞宝章の両方の勲章の授与が検討できる候補者についても同様に調整すること。）

[参考例]

- ・ 文教関係団体役員等において公立学校長歴がある場合
初等中等教育担当部局と連絡調整を行い、当該経歴により高位の勲章が授与される可能性が高い場合は、特段の事情がない限り、初等中等教育担当部局から文部科学省初等中等教育局担当課へ推薦すること。
- ・ 大学教員歴がある場合
高等教育担当課と連絡調整を行い、当該経歴により高位の叙勲が授与される可能性が高い場合には、特段の事情がない限り、高等教育担当課から推薦すること。
- ・ 公務員歴がある場合
関係する担当部局と連絡調整を行い、当該経歴により高位の勲章が授与される可能性が高い場合は、特段の事情がない限り、関係する担当部局から担当省庁へ推薦すること。（例 市及び特別区の部長以上、市町村助役等々）
- ・ 保護司、調停委員、人権擁護委員等の経歴がある場合
法務担当部局と連絡調整を行い、当該経歴により高位の勲章が授与される可能性が高い場合は、特段の事情がない限り、法務担当部局から法務省、最高裁判所へ推薦すること。
- ・ 医師会役員歴がある場合
厚生担当部局と連絡調整を行い、当該経歴により高位の勲章が授与される可能性が高い場合は、特段の事情がない限り、厚生担当部局から厚生労働省へ推薦すること。
- ・ 国税関係に協力した経歴（酒造組合等）がある場合
財務担当部局と連絡調整を行い、当該経歴により高位の勲章が授与される可能性が高い場合は、特段の事情がない限り、財務担当部局から財務省へ推薦すること。
- ・ 商工会議所常議員等の経歴がある場合
商工担当部局と連絡調整を行い、当該経歴により高位の勲章が授与される可能性が高い場合は、特段の事情がない限り、商工担当部局から経済産業省へ推薦すること。

3 功績・履歴事項について

(1) 功績・履歴事項の誤りにより、候補者の受章に影響を及ぼす（候補者に何ら責任がないにも関わらず推薦を取り下げなければならない）場合があるので、功績・履歴事項については正確性を期すこと。

(2) 公務員については、公職歴以外の経歴の調査・記載漏れが多数見受けられるので、退職後の経歴については必ず確認し、「その他の経歴」欄に記載（その他の経歴がない場合は「なし」と明記）すること。

〔候補者の受章に影響を及ぼすことが考えられる例〕

- ・ 他の表彰の功績・履歴を再使用し、功績・履歴書類の再確認を怠った。
- ・ 推薦団体から提出された功績・履歴事項の裏付けを取らず、誤った功績・履歴書類をそのまま文部科学省に提出した。
- ・ 関係省庁・関係部局との連絡調整を怠り、履歴が漏れたまま功績・履歴書類を提出した。
- ・ 所属している団体が不祥事を起こしていたにもかかわらず、事前協議を怠った。
- ・ 過去に推薦を取り下げた経緯があるにもかかわらず、事前協議を怠った。

4 事前協議について

次の（１）のいずれかに該当する者を推薦しようとする場合は、事前に内閣府賞勲局と協議（「事前協議」という。）しなければならないので、該当者の推薦を予定している場合は、速やかにスポーツ庁政策課総務係に連絡するとともに、別途7に掲げる必要書類を提出すること。

なお、事前協議が必要な候補者であるにもかかわらず、事前協議がなされなかった場合は、候補者として取り扱えなくなるので特に注意すること。

(1) 事前協議を必要とする者

- ① 大綬章を希望する候補者
- ② 新しい分野の候補者
- ③ 過去に協議書類を提出後、取下げ、辞退等をしたことがある候補者
- ④ 再叙勲を希望する候補者
- ⑤ 栄典の受章環境について検討を要する候補者

〔例〕ア 刑罰を受けた場合

イ 警察等の取り調べを受けた場合

ウ 訴訟が継続中である場合

エ 不祥事について報道があった場合

オ 懲戒処分を受けた場合

カ 事故を起こした場合

キ 法人等の経営状況に問題がある場合

5 候補者の推薦数について

各都道府県からの候補者の推薦数については以下の推薦数を上限とする。

(1) 叙勲

「叙勲及び褒章の推薦基準等について」の

- ①ア、イについて 各1名

ただし、2名以上推薦者がいる場合は、速やかにスポーツ庁政策課総務係に連絡すること。

(2) 褒章

「叙勲及び褒章の推薦基準等について」の

- ②について 1名

6 基本情報について（叙勲のみ）

候補者に関する基本情報は、下記の要領で提出すること。

なお、基本情報の登録がなされない場合は、候補者として推薦できなくなるので特に注意すること。

(1) 提出期限の目安（詳細な期限は、別途事務連絡で通知）

ア 春の叙勲：前年の7月中旬頃

イ 秋の叙勲：当該年の1月中旬頃

(2) 様式及び送信先

所定の様式（Excel形式（.xls））により作成し、「sseisaku@mext.go.jp」

（スポーツ庁政策課）宛てに電子メールで送信すること。

※褒章は基本情報の提出はありません。

7 必要書類について

(1) 事前協議がある場合

・叙勲は①②を3部

・褒章は①～⑪を正2部、副1部

※他に資料を求める場合もあります。

(2) 本申請は②～⑪を正2部、副1部

① 事前協議資料「様式1～5」のいずれか該当する様式

※様式5に該当する場合は併せて「様式5別紙」を提出。

② 審査票（B）

③ 功績調書

④ 履歴書

⑤ 刑罰等調書

⑥ 戸籍抄本

⑦ 団体の規模及び事業概況等調（役員として関与していた最終時点で作成）

⑧ 歴代会長等調（理事長、副会長、会長のいずれかの経歴がある団体のみ提出）

⑨ 団体の規約等（役員として関与していた最終年度時のもの）

⑩ 団体の役員名簿（役員として関与していた最終年度時のもの）

⑪ その他参考資料（他機関との栄典協議書等）

8 叙勲・褒章の発令までの取扱いについて

推薦書類の提出後に、候補者の主要経歴等に変更（現職が元職になった場合等）があったとき、候補者が死亡したとき、候補者または候補者に関する団体に問題が生じたとき等は、速やかにスポーツ庁政策課総務係に連絡すること。

また、候補者本人と事前連絡を取ってはならないこととなっているので、取り扱いには特に注意すること。（場合によって取り消しになる事もある。）

9 その他

(1) 関係書類の提出期限を変更する場合があるので、あらかじめ御了承願いたい。

(2) 推薦書類の提出後に内閣府賞勲局から候補者の栄典環境等について確認依頼があるが、回答までの期間が短い場合が多いので、引き続き御協力をお願いしたい。